

香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月5日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

## 香川県広域水道企業団企業管理規程第25号

### 香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団会計規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計伝票の発行)</p> <p>第11条 企業団の行う取引については、その取引の発生の都度証拠となるべき書類（香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第8号）第6条第1項の規定によりその作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成を行う場合における当該電磁的記録を含む。第16条、第20条、第30条、第35条、第36条、第40条、第54条及び第55条において同じ。）に基づいて会計伝票を発行するものとする。</p> <p>2 電子計算機を利用して会計事務を処理するときは、当該処理に係る電磁的記録をもって、会計伝票とすることができる。</p>	<p>(会計伝票の発行)</p> <p>第11条 企業団の行う取引については、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。</p> <p>2 電子計算機を利用して会計事務を処理するときは、当該処理に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって、会計伝票ととができる。</p>

### 附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。